

保護者の皆さまへ

東京都立保谷高等学校

学校において予防すべき感染症は【出席停止】となります。

この措置をとる場合は下記の書類が必要となりますので、ご記入の上、提出してください。

感染症にかかったときは、他の人にうつさないよう主治医の指示通りに学校を休ませ、しっかり体調を整えて登校させるようにしてください。完全に治らないうちに無理をすると、思わぬ余病を併発する場合がありますので充分ご注意ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・キ リ ト リ セ ン・・・・・・・・・・・・・・・・

## 感染症に関する報告書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

下記疾患のため欠席させていましたが、主治医より感染のおそれがないと診断されたので登校させます。

病 名	
医 療 機 関 名	
発 症 ( 診 断 ) 日	年 月 日 ( )
療 養 期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

\*薬剤情報提供書（調剤薬局からもらう書類）の写しを添付してください。

**参考** 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準  
(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフル エンザ	治癒するまで
	※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コ ロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロ ナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清型 は現時点で H5N1 及び H7N9。 新型コロナウイルス感染症	
第二種 感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日 (幼 児にあつては 3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になる まで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止 を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例  
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹 (とびひ)